



NCC 日本キリスト教協議会

〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18-24 振替 00180-4-75788  
TEL: 03-6302-1919 FAX: 03-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

NATIONAL CHRISTIAN COUNCIL IN JAPAN

JAPAN CHRISTIAN CENTER 24, 2-3-18 Nishiwaseda, Shinjuku-ku, Tokyo, 169-0051 JAPAN  
Phone: 81-3-6302-1919 Fax: 81-3-6302-1920  
E-mail: general@ncc-j.org http://ncc-j.org

## 靖国神社秋季例大祭にて

### 首相・閣僚は参拝及び真榊奉納をしないでください

内閣総理大臣 岸田文雄様

私たち日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会は、靖国神社の春季・秋季例大祭ごとに、歴代の首相及び閣僚に対し、日本国憲法第 20 条 3 項「政教分離原則」を厳格に守り、参拝や真榊等の奉納を行なわないように要請してまいりましたが、首相や閣僚の例大祭ごとの参拝及び真榊奉納が繰り返されています。こうした憲法違反の悪しき慣例を見直し、憲法を遵守した政治に改めるよう切に願います。

首相及び閣僚が靖国神社で参拝や奉納を行う際のメディア報道によって、日本政府と靖国神社等が特別な関係にあるかのように宣伝されています。これらは特定の宗教である靖国神社への関心を引き起こし、援助、助長、促進する効果をもつと言わざるを得ません。首相らがその行為を、「私的なもの」と主張したとしても、政府を代表する者らの、メディアを前にしての一連の行動は、「公的」な影響力を発揮するため、「私的」と言うことはできません。

靖国神社は、戊辰戦争以来、天皇の側に立って戦死した兵士を「英霊」として祀り、顕彰するために創られた神社であり、国民を積極的に戦争に動員し、国民を侵略戦争へと駆り立てる役割を果たしてきました。首相や閣僚らが、これらの歴史の反省を重く受け止めず、同神社への参拝・奉納行為を繰り返すことは、日本政府が歴史に対して無反省であることを国内外に宣明するのに等しいことです。

首相及び閣僚が、一宗教法人である靖国神社の例大祭に、参拝や真榊を奉納せず、憲法第 20 条 3 項に定める「政教分離原則」規定、及び第 89 条の「公金の支出の禁止」規定を厳格に遵守するよう要請いたします。

2023 年 10 月 2 日

日本キリスト教協議会（NCC）靖国神社問題委員会  
委員長 星出卓也